

小規模多機能型居宅介護 あっと・ホーム あけぼの

令和1年10月1日～

1.介護費用（介護保険サービスご利用の1割負担）同一建物に居住する方以外に行う場合

種 別	要介護度認定区分	単位数月額
介護報酬負担額	要支援1	3,477
	要支援2	7,026
	要介護1	10,541
	要介護2	15,491
	要介護3	22,534
	要介護4	24,870
	要介護5	27,423
加算の算定	初期加算（利用日から30日間）	900
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	350
	総合マネジメント体制強化加算	1000
	看護職員配置加算Ⅲ	480
	認知症加算Ⅰ	800

2.介護費用（介護保険サービスご利用の1割負担）同一建物に居住する方に対して行う場合 ★長寿★

種 別	要介護度認定区分	単位数月額
介護報酬負担額	要支援1	3,133
	要支援2	6,330
	要介護1	9,497
	要介護2	13,958
	要介護3	20,303
	要介護4	22,408
	要介護5	24,708
加算の算定	初期加算（利用日から30日間）	900
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	350
	総合マネジメント体制強化加算	1000
	看護職員配置加算Ⅲ	480
	認知症加算Ⅰ	800

3.ご利用費用（全額、自己負担額）

種 別	要介護度認定区分	日額	月額（30日として）	
利用料金	一泊	2,000	60,000	
	食費	朝食	450	48,000 (1日1,600)
		昼食	600	
		夕食	550	
	諸経費（衛生費※洗濯代）	70	2,100	
その他	日用雑貨品等	実費		
	理美容代			
	受診料			

※送迎区域外（半径10km以外）からのご利用は送迎費の負担がございます。

下記の一覧表は、概ね月額合計の概算（実費、加算分は含まれておりません。）になります。

※同一建物以外に居住する方以外に対してサービス提供を行う場合。

要支援1	113,577
要支援2	117,126
要介護1	120,641
要介護2	125,591
要介護3	132,634
要介護4	134,970
要介護5	137,523

※小規模多機能の事業所で1ヶ月（30日）お泊りのサービスをご利用いただいた場合の概算金額になります。

- (注)
- 介護報酬負担額は、要介護状態に応じた介護保険サービスの1割負担分です。
 - “初期加算”は、利用開始日から30日間に限る加算になります。
 ※ 加算につきましては、人員配置等により変更になる場合がございます。
 - サービス提供体制強化加算（Ⅱ）は介護職員のうち常勤職員が60%以上配置している場合に評価されるものです。当事業所は、条件を満たしているため加算を算定しています。
 - 総合マネジメント体制強化加算は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定するものです。
 - ・小規模多機能型居宅計画について、登録者の心身の状況や家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている。
 - ・日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加している。
 当事業所は、条件を満たしているため加算を算定しています。
 - 看護職員配置加算Ⅲは、小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で一名以上配置しているため、加算を算定しています。
 - 認知症加算Ⅰ（対象者のみ）
 「日常生活に支障をきたす恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方を刺します。
 - 介護報酬1割自己負担、その他加算の合計に対し、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、10.2%が加算されます。
 - 新潟市内に所在する事業所（施設）の1単位の単価は、10.17（円）となります。
 - 介護保険の給付額が変更された場合には、自己負担額も変更になります。

■ご利用料金算出表■

介護報酬負担額	初期加算	サービス提供体制加算（Ⅱ）	総合マネジメント体制強化加算	看護職員配置加算Ⅲ	認知症加算Ⅰ	宿泊費	食費（30日分）	諸経費（衛生費）

合計	
----	--